

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（3件）	漁業振興課
・道路の区域変更	道路維持課
・道路の供用開始	〃
・一般競争入札の参加者の資格等	物品管理室
◎ 公 告	所管課（室）名
・製菓衛生師試験の実施	生活衛生課
・大規模小売店舗の変更事項届出	経営支援課
・土地改良区の役員の就退任	農村整備課
・県営土地改良事業計画変更の決定	〃
・一般競争入札の実施	物品管理室
◎ 公安委員会規則	所管課（室）名
○公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則	広報相談課
◎ 警察本部告示	所管課（室）名
○警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則	広報相談課

告 示

長崎県告示第564号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

有家町加入区

長崎県告示第565号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

福江加入区

長崎県告示第566号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

若松町中央加入区

長崎県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 渡良浦初瀬線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市郷ノ浦町渡良浦字君戸1231番1地先から 壱岐市郷ノ浦町渡良浦字君戸1231番1地先まで	前	23.7~27.9	15.2	
	後	25.8~28.1	15.2	

長崎県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 渡良浦初瀬線	壱岐市郷ノ浦町渡良浦字君戸1270番1地先から 壱岐市郷ノ浦町渡良浦字君戸1225番1地先まで	令和6年11月15日

長崎県告示第569号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- ① 6入札第106号 電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（県央・県北地区）ほか
 - 電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（県央・県北地区） 2組
 - 電子計算機ネットワークシステム（CAD（40+1））（県央・県北地区） 1組
 - 電子計算機ネットワークシステム（PGM（40+1））（県央・県北地区） 1組
- ② 6入札第107号 電子計算機ネットワークシステム（標準（35+1））（離島地区）ほか

	電子計算機ネットワークシステム（標準（35+1））（離島地区）	1組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（離島地区）	2組
③6入札第108号	電子計算機ネットワークシステム（標準（5）盲学校）（特別支援学校）ほか	
	電子計算機ネットワークシステム（標準（5）盲学校）（特別支援学校）	1組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（9））（特別支援学校）	1組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（5）ろう学校佐世保分教室） （特別支援学校）	1組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（10））（特別支援学校）	1組

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号いずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和6年11月29日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本
 - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
 - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
 - サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定め

られた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

製菓衛生師試験の実施（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、令和6年度長崎県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和6年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 令和7年1月15日（水）14時から

- (2) 試験の場所 長崎県庁 行政棟 大会議室、会議室302、303、304、305
(長崎市尾上町3番1号)

2 試験時間と試験科目

120分間

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論
- (7) 製菓実技

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（高等学校への入学資格を有する者。法附則第3項の規定によりみなされる者を含む。以下同じ。）であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの。
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの。
- (3) 法施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において3年を超えているもの又はこの法律の施行の日後3年を超えるに至ったもの。

4 提出書類

- (1) 受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和42年長崎県規則第63号）様式第5号）
- (2) 履歴書及び写真
履歴書の様式は特に指定しない。写真については、受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したもの（糊付けはしないこと）、県外に居住する者（個人）は、県ホームページ上の「長崎県電子申請システム」により、電子データを提出すること。
- (3) 現在の氏名と提出書類に記載されている氏名が異なる場合は、戸籍抄本。
- (4) 3の受験資格の(1)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。
都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書
- (5) 3の受験資格の(2)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。
ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（中学校卒業以上の卒業証明書又は卒業証書の写し（郵送による提出の場合は写しは不可とする。））
イ 2年以上菓子製造業に従事したことを証する書類（製菓衛生師法施行細則様式第6号）
- (6) 3の受験資格の(3)に該当する者は、法施行の際、現に菓子製造業に従事しており、かつ当該製造業に3年以上従事したことを証する書類を添付すること。
- (7) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができるので、受験申請時に技能検定合格証書を提示すること。
なお、試験科目の免除に伴い、試験時間を45分短縮し、14時から15時15分までとする。

5 受験手数料 9,400円

長崎県収入証紙を受験願書に貼付すること。また、県外に居住する者（個人）は、県ホームページ上の「長崎県電子申請システム」により、キャッシュレス納付を行うこと。

なお、受験願書受理後の受験手数料は一切返還しない。

6 受験願書の受付期間

令和6年11月18日（月）から令和6年12月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）。受付時間は、県立保健所及び県庁 午前9時から午後5時45分、長崎市保健所 午前8時45分から午後5時30分、佐世保市保健所 午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和6年12月6日（金）の消印のあるものまで受け付ける。

また、「長崎県電子申請システム」による場合は、令和6年12月6日（金）の午後5時45分までに申込をし

たものまで受け付ける。

7 受験願書の提出先

受験者の住所を管轄する保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（長崎市尾上町3番1号）とする。また、県外に居住する者（個人）は、県ホームページ上の「長崎県電子申請システム」により提出すること。

なお、やむを得ず郵送する場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きの上、長崎県県民生活環境部生活衛生課（〒850-8570長崎市尾上町3番1号）に書留郵便で行うこと。

8 合格の発表

合格の発表は、令和7年3月19日（水）に県のホームページに掲示し、合格者には合格通知書と合格証書を送付する。

9 試験結果の簡易開示

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点は、受験者本人が必要書類を持参した場合に限り、口頭で開示を行うことができる。

(1) 開示場所

長崎県県民生活環境部生活衛生課

(2) 開示方法

受験者本人が必要書類（受験票、合格証書、運転免許証、健康保険証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等本人であることを証明できる書類）を持参した場合に限り、口頭で開示。

(3) 開示期間

令和7年3月21日（金）から4月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

10 その他

(1) 受験願書等は、住所地を管轄する保健所及び長崎県県民生活環境部生活衛生課で配付するほか、県のホームページから申請書をダウンロードすることも可能である。

(2) 受験願書には、郵便番号を記載すること。

(3) 過去の試験問題については、ホームページ、県民センター及び県内6か所の行政資料コーナーで入手が可能であること。

(4) 受験手続その他詳しいことは、最寄りの保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（095-895-2362）へ問い合わせること。なお、文書による問合せには、必ず返信用切手を同封すること。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

長崎スタジアムシティ

長崎県長崎市幸町86番2、105番1の一部、茂里町8番1

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ジャパネットホールディングス 代表取締役 高田 旭人

長崎県佐世保市日宇町2781番地

(3) 変更しようとする事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4) 変更の年月日

令和6年10月14日

2 届出年月日

令和6年10月11日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、柚木土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
折 原 厚	佐世保市潜木町856-1	折 原 厚	佐世保市潜木町856-1
萩 尾 孝 明	佐世保市潜木町1325	萩 尾 孝 明	佐世保市潜木町1325
井 元 秀 生	佐世保市上柚木町783	井 元 秀 生	佐世保市上柚木町783
長谷川 寿 信	佐世保市上柚木町1783	平 山 勝 盛	佐世保市上柚木町2240-1
西 山 静 香	佐世保市上柚木町2558	西 山 静 香	佐世保市上柚木町2558
鴨 川 昌 敏	佐世保市上柚木町3267	鴨 川 昌 敏	佐世保市上柚木町3267
松 本 弘 幸	佐世保市上柚木町3700	松 本 弘 幸	佐世保市上柚木町3700
小 川 和 夫	佐世保市高花町113	小 川 和 夫	佐世保市高花町113
小 川 徳 衛	佐世保市高花町355	小 川 友 博	佐世保市高花町641
小 川 博 道	佐世保市高花町220-2	松 永 猛 男	佐世保市柚木町578
松 永 猛 男	佐世保市柚木町578		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
吉 山 幸 蔵	佐世保市上柚木町1479	吉 山 幸 蔵	佐世保市上柚木町1479
久 田 雅 志	佐世保市高花町495	川 下 実 孝	佐世保市筒井町542
川 下 実 孝	佐世保市筒井町542		

県営土地改良事業計画変更の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、農山漁村地域整備交付金 農地整備事業（経営体育成型）宇良田井原地区事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
農山漁村地域整備交付金 農地整備事業（経営体育成型）
宇良田井原地区 土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和6年11月15日から令和6年12月5日まで
- 3 縦覧場所
平 日：諫早市役所農林水産部農地保全課
土日祝日：諫早市役所本館1階管理室

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量

① 6 入札第106号	電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（県央・県北地区）ほか	
	電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（県央・県北地区）	2組
	電子計算機ネットワークシステム（CAD（40+1））（県央・県北地区）	1組
	電子計算機ネットワークシステム（PGM（40+1））（県央・県北地区）	1組
② 6 入札第107号	電子計算機ネットワークシステム（標準（35+1））（離島地区）ほか	
	電子計算機ネットワークシステム（標準（35+1））（離島地区）	1組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（離島地区）	2組
③ 6 入札第108号	電子計算機ネットワークシステム（標準（5）盲学校）（特別支援学校）ほか	
	電子計算機ネットワークシステム（標準（5）盲学校）（特別支援学校）	1組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（9））（特別支援学校）	1組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（5）ろう学校佐世保分教室） （特別支援学校）	1組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（10））（特別支援学校）	1組
 - (2) 購入物品の特質等
仕様書による。
 - (3) 納入期限
令和7年3月25日
 - (4) 納入場所及び条件
仕様書による。
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合先

(名称) 長崎県出納局物品管理室
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
(電話) 095-895-2884
(提出期限) 令和6年11月29日17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
(名称) 長崎県出納局物品管理室
(電話) 095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和6年12月24日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和6年12月13日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室
(期日) 令和6年12月25日10時00分 開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和6年12月24日 17時00分（必着）

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札書開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (21) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ①Electronic computer network systems Standard(40+1) specification Kenou, Kenhoku area, 2 sets
Electronic computer network systems CAD(40+1) specification Kenou, Kenhoku area, 1 set
Electronic computer network systems PGM(40+1) specification Kenou, Kenhoku area, 1 set
 - ②Electronic computer network systems Standard(35+1) specification island, 1 set
Electronic computer network systems Standard(40+1) specification island, 2 sets
 - ③Electronic computer network systems Standard(5 School for the Blind) specification Special Needs School, 1 set
Electronic computer network systems Standard(9) specification Special Needs School, 1 set
Electronic computer network systems Standard(5 Sasebo Branch of the School for the Deaf) specification Special Needs School, 1 set
Electronic computer network systems Standard(10) specification Special Needs School, 1 set
- (2) Delivery period:
March 25, 2025
- (3) Delivery place:
 - ①Prefectural high schools in Kenou, Kenhoku area
 - ②Prefectural high schools in island area
 - ③Prefectural Special Needs Schools in Nagasaki
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. December 24, 2024
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. December 25, 2024
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

公安委員会規則

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年11月15日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

長崎県公安委員会規則第13号

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年長崎県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第13号及び様式第20号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

警察本部告示

長崎県警察本部告示第1号

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則を次のように定め、ここに告示する。

令和6年11月15日

長崎県警察本部長 遠藤 顕史

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）の施行に関し警察本部長が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は、公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年長崎県公安委員会規則第10号）の規定の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 令和5年長崎県警察本部告示第3号（個人情報の保護に関する法律の施行に関する訓令）は、廃止する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一一
二一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田クプリン
宏クプリン
弥クプリン